

(H23.4.8厚生労働省主催「義援金配分割合決定委員会」会議資料)

東日本大震災の義援金第1次配分割合について (決定)

義援金配分割合決定委員会における審議の結果、東日本大震災の義援金の第1次配分として、被災都道府県に対して、以下の考え方により配分することが妥当である。

死亡・行方不明者 1人当たり 35万円

住宅全壊 (焼) 1戸当たり 35万円

住宅半壊 (焼) 1戸当たり 18万円

原発避難指示・屋内待避指示圏域の世帯

1世帯当たり 35万円

以上

平成23年4月8日

義援金配分割合決定委員会

会長 堀田 力

第1回 義援金配分割合決定委員会
議事次第

平成23年4月8日(金)
13:30~15:30
於 厚生労働省 省議室

1 開会

2. 議事

被災都道府県への義援金の配分について

3. 閉会

【配布資料】

- 資料1：義援金配分割合決定委員会設置要綱
- 資料2：義援金配分割合決定委員会 委員名簿
- 資料3：義援金について
- 資料4：東日本大震災に係る被害の概要
- 資料5：現時点で集まっている義援金の金額
- 資料6：近年の大規模災害時の義援金配分例

義援金配分割決定委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 東日本大震災に関して日本赤十字社、中央共同募金会並びに日本放送協会及びNHK厚生文化事業団を通じて全国各地から寄せられた義援金を被災都道県に配分するため、義援金配分割決定委員会（以下「決定委員会」という。）を設置する。

(決定委員会の構成)

第 2 条 決定委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 義援金受付団体を代表する者
- (3) 被災都道県を代表する者

(決定委員会の所掌事務)

第 3 条 決定委員会は、被災都道県への義援金の配分方法について審議する。

(役員)

第 4 条 決定委員会に会長 1 名及び副会長 2 名を置く。

2 会長は委員の互選により、副会長は委員の中から会長が指名し、選出する。

(役員の職務)

第 5 条 会長は、決定委員会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めのないものについては、決定委員会において協議し、決定する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 8 日から適用し、義援金の配分が完了し次第、廃止するものとする。

義援金配分割合決定委員会 委員名簿

1 学識経験者

高橋 公 (ふるさと回帰支援センター専務理事)

西崎 文子 (成蹊大学法学部教授)

堀田 力 (さわやか福祉財団理事長)

2 義援金受付団体の代表者

服部 亮市 (日本赤十字社総務局組織推進部長)

中島 謙次 (中央共同募金会常務理事)

風谷 英隆 (日本放送協会視聴者事業局事業部長)

小熊 修次 (NHK厚生文化事業団常務理事)

3 被災都道府県の代表者

北海道 青森県 岩手県 宮城県 山形県

福島県 東京都 茨城県 栃木県 群馬県

埼玉県 千葉県 神奈川県 長野県 新潟県

(注) 被災都道府県とは、現時点で警察庁等が把握している東日本大震災に関連した「死者・行方不明」、「全壊・半壊・流失・全焼・半焼」被害が発生している都道府県とし、今後、上記被災都道府県以外でも被害が発生していることが新たに判明した場合には、適宜追加する。

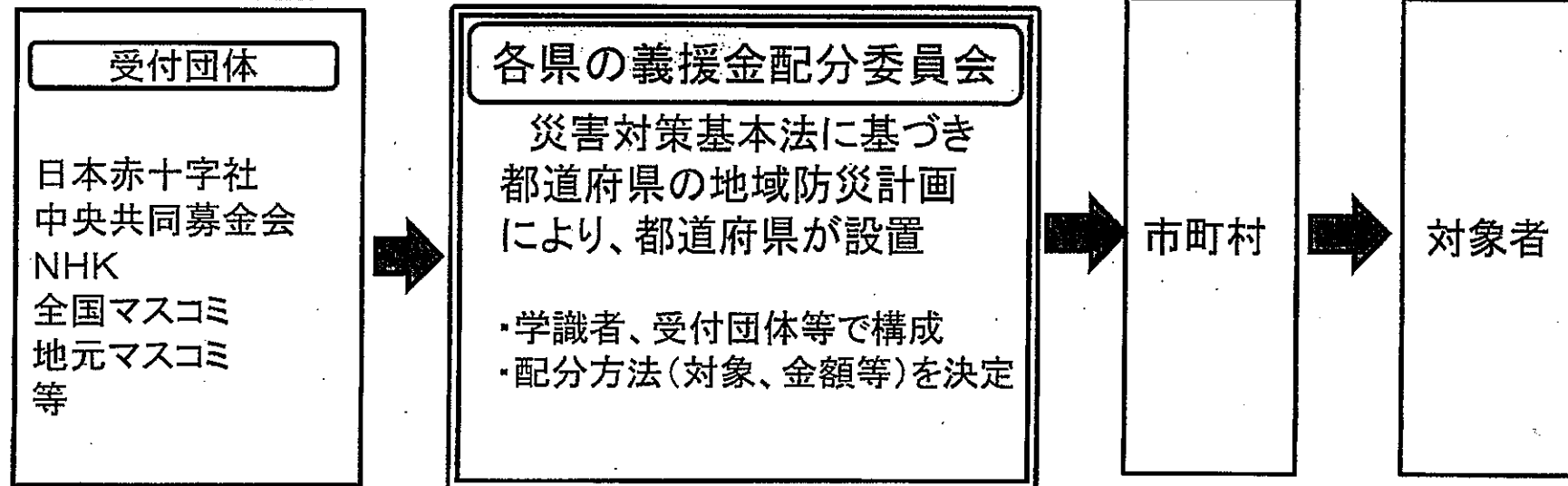
(敬称略)

義援金について

【資料3】

- 受付団体を通じ集められた義援金は、被災都道府県に渡され、その都道府県の「義援金配分委員会」で配分方法が決定される [※ 災害対策基本法に基づく防災基本計画により、都道府県地域防災計画に「義援金の配分に関する事項」が記載されている。] その後、市町村を通じて対象者に届けられる
- 公平、迅速、拠出者の意向(被災者支援)に沿うことなどがポイントか
- 今回の特色
 - ・現時点では被害が完全には把握されていないなど流動的な部分もある
 - ・被災範囲が多数の都道県にわたっている
 - ・中には配分に必要な事務処理機能が大幅に低下している自治体もある 等

通常の流れ



※義援金・義援(慈善・公益・災害救助などのために寄附すること。)のために出すお金のこと。(広辞苑第5版)

東日本大震災に係る被害の概要

【資料4】

◎東日本大震災の概要

発生日時：平成23年3月11日(金)14時46分頃

震源及び規模(推定)：三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近)、深さ約24km、マグニチュード9.0

(3) 各地の震度(震度6弱以上)

- ◆震度7 宮城県北部
- ◆震度6強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部
- ◆震度6弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部、千葉県西北部

(4) 津波：3月11日14時49分 津波警報(大津波)を発表
 ◆津波の観測地(検潮所)
 ・元月町鹿野 最大波 15:26 8.5m以上 ・釜石 最大波 15:21 4.1m以上 ・大洗 最大波 16:52 4.2m
 ・宮古 最大波 15:26 3.5m ・石巻市站川 最大波 15:25 7.6m以上

被害状況(平成23年4月7日現在)

	人的被害				建物被害								
	死者	行方不明	負傷者			全壊	半壊	流失	全焼	半焼	床上浸水	床下浸水	非住家被害
			重傷	軽傷	合計								
北海道	1	人	人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
青森	3	1	6	60	66	266	479	6		356	410	22	
岩手	3,687	4,472		130	130	12,474	1,062	12		57	21	976	
宮城	7,680	6,320		1,104	1,104	29,507	1,902	156			36	20	2,546
東北													
秋田	1		2	5	7								3
山形				12	18	37	78						
福島	1,168	3,951		6	12	220	2,413	958	77		120		469
茨城	22	1	33	651	684	496	2,758	39			1,396	546	890
栃木	4		16	117	133	138	1,096						295
群馬	1		13	22	35								195
埼玉			6	36	42				1	1			33
千葉	18		2	11	197	208	683	1,638	3	3	765	548	109
東京	7		13	64	77	3	6						2
神奈川	4				127								
長野					12	2	12						
新潟			1	47	48	21	52						157
山梨				1	1								
静岡			1	3	4								7
徳島					1								8
四国													2
合計	12,596	14,747	108	1,230	2,919	46,040	10,046	6	291	4	2,771	1,573	5,867

(注1) 未確認情報を含む。例えば、宮城県については35市町村中、16市町において全半壊等の建物被害状況が把握されていない。
 (注2) 長野、新潟は長野県北部の地震による被害を含む。

◎平成23年3月12日被災の福島県北部の地震の概要

(1) 発生日時 平成23年3月12日(土)03時59分頃

(2) 震源及び規模(推定) 長野県北部、深さ約8km、マグニチュード6.7(推定値)

(3) 各地の震度(震度6弱以上)

震度6強 長野県栄村、震度6弱 新潟県十日町市、津南町

＜避難者数について＞

- ・岩手県 [最大]54,429人(3/15)、[現在]50,202人(4/7現在) ※県内の避難所にいる避難者数
- ・宮城県 [最大]320,885人(3/16)、[現在]38,181人(4/7現在) ※県内の避難所にいる避難者数
- ・福島県 [最大]185,452人(3/16)、[現在]85,063人(4/7現在) ※県外への避難者数を含む

◎福島県における原子力発電所事故に伴う避難状況について

福島第一原子力発電所から の半径距離	指示内容	福島県独自の養護金の対 象となっている世帯数※
20km圏内	避難指示(3/12 内閣総理大臣指示)	
20～30km圏内	屋内待避指示(3/15 内閣総理大臣指示) ※官房長官から自主避難の積極的な促進について発 番あり(3/25)	6.5万世帯

※全国・半蔵館中心の世帯あり。

現時点で集まっている義援金の金額

- 日本赤十字社、中央共同募金会、NHK及びNHK厚生文化事業団では3月14日から義援金の募集を開始しており、直近の受付金額は1283.8億円である。

- なお、各義援金受付団体の内訳は次のとおり。
 - ・ 日本赤十字社 : 1082.3億円 (4月6日現在)
 - ・ 中央共同募金会 : 201.5億円 (4月6日現在)

- ※ NHK及びNHK厚生文化事業団で受け付けた義援金は、全て中央共同募金会に集められている。

近年の大規模災害時の義援金配分例

【資料6】

		阪神淡路 (H7.1.17)	新潟中越 (H16.10.23)	能登半島地震 (H19.3.25)	
第1次配分	配分決定日・配分額	H7.1.29 (456億円)	H16.11.12 (169億円)	H19.4.24 (13.7億円)	
	人的被害	死亡・行方不明者	10万円 (5,802件)	20万円 (67件)	40万円 (1件)
		重傷者	—	10万円 (633件)	35万円 (82件)
	住家被害	全壊・全焼	10万円 (450,446件)	200万円 (3,100件)	70万円 (734件)
		大規模半壊		100万円 (2,138件)	35万円 (1,249件)
半壊・半焼		25万円 (11,795件)			
一部損壊		—		5万円 (110,408件)	1.5万円 (25,855件)
第2次配分	配分決定日・配分額	H7.4.21 (641億円)	H17.3.22 (151億円)	H19.8.31 (15.2億円)	
人的被害	重傷者	50万円 (11,086件)	第1次配分計画による住家被害の配分実績に応じて市町村に配分 ↓ 市町村が地域の実情に応じて被災者に配分	—	
	住家被害	全壊・全焼		—	80万円 (733件)
大規模半壊		—		40万円 (1,245件)	
半壊・半焼		—			
一部損傷		—		1.7万円 (25,836件)	
住宅が全半壊(焼)した要援護家庭	300万円 (49,160件)	—			
被災児童・生徒	1~5万円 (53,223件)	—			
震災により親を失った児童	100万円 (462件)	—			
住宅が全半壊し、修繕に200万円以上要した世帯等(総所得1,000万円以下)	300万円 (155,462件)	—			
第3次配分	配分決定日・配分額	H8.7.19 (558億円)	H18.1.27 (40億円)	—	
	住宅が全半壊した世帯(総所得690万円以下)	15万円 (372,331件(注2))	第2次配分と同様の取扱い	—	
その他		被災市町に別途150億円の範囲内で交付	(財)新潟県中越大震災復興基金に別途12億円を拠出	—	

(注1) この表では、阪神淡路大震災に加えて、近年で30億円程度以上の義援金が集まった新潟中越・能登半島地震の例を抽出している。

(注2) 住宅が全半壊した世帯に対する配分額の件数(阪神淡路)は、当初分である。